

【参考】私有地における放置自動車の対応について

はじめに

地域の美観を損ね、府民の安全で快適な生活の妨げになる放置自動車が問題となっています。

大阪府では放置自動車を撲滅するため「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」を制定し、平成16年7月22日に施行しました。

この条例は、大阪府が所有し、又は管理する土地に適用されますが、個人の駐車場や空き地（私有地）で自動車が放置された場合には条例は適用されません。

そのため、個人の私有地等における放置自動車への対処の参考にお役立て下さい。

注意事項を念頭においてください

自らが管理している土地（私有地）に放置されたことを理由に個人が勝手に放置自動車を処分すると、所有者等から損害賠償等を請求される場合もあることを念頭において対応することが大切です。以下にお示しする手続きを行ったからといっても、後日に関係者間でトラブルにならないとは言い切れません。弁護士や無料法律相談で十分に対処を相談し検討していただくことをお勧めいたします。

まずは警察へ相談してください

放置された車両が盗難車の場合や犯罪に関与したことも考えられるため、まずは、警察に相談してください。

警察では、原則として私有地に放置された自動車は、警察が管轄する法律での取り締まりはできませんが、運転者や所有者が判明できた場合、警察から所有者に指導がなされ撤去されることもあります。

また、放置された車両が盗難車の場合や犯罪に関与していた場合は警察が車両を移動し保管することもあります。

このように、警察が対応してくれる場合もありますが、警察が対応できない場合は、土地を管理している管理者もしくは所有者が、自らで放置された自動車を処分することになります。

警察へ確認してください

警察の対応において、所有者の確認ができたか、できなかったかで、手続きが異なります。

通報された警察署に、「この放置自動車の所有者は警察で確認できたのでしょうか。できなかったのでしょうか。」と問い合わせて下さい。

対処方法1：簡易裁判所への提訴

「確認できたが所在不明のため対応できなかった。」と回答された場合は、駐車場や空き地の場所を管轄する簡易裁判所へ所在不明の所有者を相手方として「妨害排除請求訴訟」及び「損害賠償請求訴訟」を行い、判決を受けた上で自ら処分することができます。

この手続きには裁判費用などの別途の費用がかかるとともに、裁判手続きなど、法律の専門的な知識が必要となるため、自治体等が実施している無料法律相談で弁護士等へ相談してください。

対処方法2：無主物の帰属による処分

「確認できなかった。」と回答された場合は、放置自動車を所有権が放棄された物権とみなし、「民法239条（無主物の帰属）」として、土地所有者等が放置された車両の所有権を取得したこととして、撤去、廃棄処分することができます。

無主物の帰属による処分は、「確認できたが所在不明のため対応できなかった。」場合にも適用することができます。

この手続きは、貼り紙等によって期限（2から3週間）を定め、自動車の撤去、廃棄処分をする旨の意思表示を行った後に撤去処分を行うものです。

この手続きについても、記載する内容や掲示の方法、掲示したことを証する写真撮影、その他、意思表示を対外的に証するために必要な取るべき内容など、法律の専門的な知識等を必要とするため、自治体等が実施している無料法律相談で弁護士へ相談してください。

また、放置自動車を処分する上での判断材料のひとつとして「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」第7条の「所有者等の判明しない放置自動車を廃自動車と認定する基準」を活用することもできます。

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例

平成16年3月30日
大阪府条例第7号

(目的)

第一条 この条例は、放置自動車の適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。
- 二 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当期間置かれていることをいう。
- 三 放置自動車 放置されている自動車をいう。
- 四 所有者等 自動車の所有権、使用権又は占有権を有している者及び自動車を放置し、又は放置させた者をいう。

(放置の禁止)

第三条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(調査等)

第四条 知事は、府が所有し、又は管理する土地(以下「府有地等」という。)に放置自動車があるときは、規則で定めるところにより、その職員に、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車の見やすい箇所にはり付けさせることができる。

- 2 知事は、前項の規定により放置自動車を調査させる場合において、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その職員に、当該放置自動車が施錠されている場合にあっては、当該施錠を解除させ、その目的を達成するために必要な最小限度において車内等の調査をさせることができる。
- 3 前二項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(放置自動車の移動及び保管)

第五条 知事は、府有地等に放置自動車がある場合において、府民の安全で快適な生活環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

- 2 知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車が置かれている場所を管轄する警察署にその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、第一項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合(所有者等の所在が判明しない場合を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(勧告及び命令)

第六条 知事は、府有地等(不特定又は多数の者の利用に供されているものに限る。)において、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(廃自動車認定)

第七条 知事は、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該放置自動車を廃自動車と認定することができる。

- 一 第四条第一項の規定による警告書のはり付けの日の翌日から起算して十四日を経過していること。
 - 二 自動車としての本来の機能を失っていること等により、運行の用に供することが困難であること。
- 2 知事は、前項第二号に該当するかどうかを判断するために用いる基準を定めるものとする。
 - 3 知事は、前項に規定する基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、第二項に規定する基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
 - 5 知事は、第二項に規定する基準に該当するかどうかを判断することが困難なときは、大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 6 知事は、第一項の規定による認定をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

(処分)

第八条 知事は、前条第一項の規定により放置自動車を廃自動車と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。

- 2 知事は、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、前条第一項の規定により当該放置自動車を廃自動車と認定することが困難なときは、当該放置自動車に係る次の各号に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 第四条第一項の規定による警告書のはり付けの日
- 二 放置されている場所(第五条第一項の規定により知事が保管している場合にあっては、放置されていた場所及び保管している場所)
- 三 車名、塗色、種別及び道路運送車両法第九条に規定する自動車登録番号又は同法第六十条第一項に規定する車両番号のうち判明しているもの
- 四 公示の日以後の取扱い
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 知事は、前項の規定による公示の日から三月を経過した日以後に当該放置自動車の処分を行うことができる。

(費用の請求)

第九条 知事は、第一条の目的を達成するため、放置自動車の移動、保管その他の処理を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該処理に要した費用を当該所有者等に請求することができる。

(規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。(罰則)

第十一条 第六条第二項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第七条第二項から第四項までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第八条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第二項の規定によりされた公示に係る放置自動車の処分について適用し、同日前に改正前の大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第八条第二項の規定によりされた公示に係る放置自動車の処分については、なお従前の例による。

所有者等が判明しない放置自動車を廃自動車に認定する基準

次の表の中欄に掲げる項目について、当該部品が滅失若しくは破損(当該部品の本来の機能が果たせないと外観から容易に判断できる状態をいう。)をしている場合又は当該放置自動車の状態が該当する場合は、それぞれ同表の右欄に定める点数を付け、その合計点が3点以上の放置自動車は、条例第7条第1項第2号に該当するものとする。ただし、同表の左欄に掲げる補助項目のみに該当する場合には、この限りでない。

分類	項目	点数
最重要項目	エンジン	各3点
	車軸	
	燃料タンク	
	トランスミッション	
	車枠	
	ラジエター	
主要項目	サスペンション	各2点
	バッテリー	
	タイヤ又はホイール	
	ハンドル	
	ブレーキパッド	
	シフトレバー	
	アクセルペダル	
	ブレーキペダル	
補助項目	車台番号、ナンバープレート又は車検切れ(フロントガラスの検査標章等により、自動車検査証の有効期間を満了していることが判断できる場合(これらが無い場合を含む。)をいう。)	各1点
	ボンネット	
	シートベルト	
	ワイパー	
	前照灯	
	尾灯	
	方向指示器	
	バックミラー	
	サイドミラー	
	計器類	
	座席	
	バンパー	
	ドア	
	窓ガラス	
	放置場所(山林、河川敷、廃棄物の不法投棄がされている場所その他の通常の駐車場所として想定されないものをいう。)	
塗装の汚れ、さび等		
車内の著しい汚損(消火器のまき散らし等によるものをいう。)		